

マルチメディアデジタル図書等再生用タブレット利用規程

(趣旨)

第1条

この規程は、大津市立図書館、大津市立図書館南郷分館、大津市立北図書館、大津市立和邇図書館（以下、「当館」という。）が管理するマルチメディアデジタル図書等再生用タブレット（以下、「タブレット」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条

タブレットの利用は、活字による読書が困難な利用者への読書支援を目的とする。

(対象者)

第3条

タブレットの利用対象者は、利用申込時において当館の利用者登録が有効である者、および館長が特に認めた者とする。

(利用手続)

第4条

タブレットの利用をしようとする者は、「利用申込書（様式1）」を当館に提出し許可を受けなければならない。また利用者が持参したイヤホン等を使用する場合は合わせて申し出なければならない。

(利用時間および利用場所)

第5条

タブレットの利用は当館の開館時間内とし、利用場所は当館内とする。

(禁止事項)

第6条

タブレットの利用許可を受けた者（以下、「利用者」という。）は、その適正な利用のため、下記の事項を行ってはならない。

- (1)第2条の目的以外の利用
- (2)他者への転貸
- (3)使用が許可されたソフトウェア以外の利用
- (4)ハードウェアおよびソフトウェアの設定変更

(5)許可された場所以外での使用

(損傷または紛失の届出等)

第7条

利用者は、タブレットを損傷、紛失した場合は速やかにその旨を当館に届けなければならない。

また、損傷、紛失の理由が利用者の管理不十分によるもの、または第6条の禁止事項に反したことによる場合は、利用者は損害にかかる実費を弁償しなければならない。

(費用の負担)

第8条

タブレットの利用は、無償とする。

(その他)

第9条

この規程に定めるもののほか、タブレットの利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

付則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。